

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

困難な時だからこそ学校現業職の正規採用を！
民間委託を推進するような積算単価を見直すとともに、
学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、教育環境の整備をおこなっています。また、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもを支える介助などの業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事にも配慮しながら、教育活動をささえる業務にとりくんでいます。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くしました。学校は、「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」となっています。

ところが、総務省が行ったトップランナー方式により、学校用務員事務や給食業務の経費水準が段階的に引き下げされ、経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替える見直しを行うなど、民間委託化へ強く誘導する政策がとられ、各地で民間委託化が進行しています。また、学校現業職員の法的位置づけが、学校教育法などで「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、学校現業職員の任用替えや退職不補充により、正規から臨時・非常勤への置き換えが会計年度任用職員制度の影響もあり加速しています。現在、学校を維持するための 1 校当たりの積算単価は小中学校で 307 万円、高校では 646 万円とされており、各自治体は学校現業職員を非正規にするか業務を民間委託するかという選択が迫られています。その結果、子どもの貧困が深刻化するなか学校給食の意義が再認識されているにもかかわらず、外部委託された給食では、さまざまな問題が各地で顕在化しており、子どもたちにも影響をおよぼしています。

学校現業職員の果たしている役割を鑑みれば民間委託や非正規職員ではなく正規職員を配置することが望ましいのは明らかです。私たちは、安全・安心な教育環境を整え、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるよう法制化することを求めます。

記

1. 学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法等に明記し、正規職員として配置できるよう法制化すること。
2. 当面、学校現業職を担う会計年度任用職員については、正規職員との待遇の均衡をはかるよう地方自治体に指針を示すこと。
3. 学校現業職の民間委託を推進するような積算単価を見直すこと。

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

氏名・住所の記入に「〃」「同上」は用いないでください。この署名は、目的以外には使用しません。

取り扱い団体 全日本教職員組合

子どもと学校の安全・安心のために

学校現業職の民間委託を推進するトップラナー方式の撤回を求めます!

子どもと学校の安全・安心を守る学校現業職員

私たち学校現業職員は、学校の施設・設備を日々点検し、修繕や整備をおこなっています。学校のすみずみまで目を配り、毎日おこる様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりのためにがんばっています。小・中学校、定時制高校や特別支援学校の給食室では、調理員が子どもたちの成長を心から願いつつ、安全でおいしい給食づくりをしています。

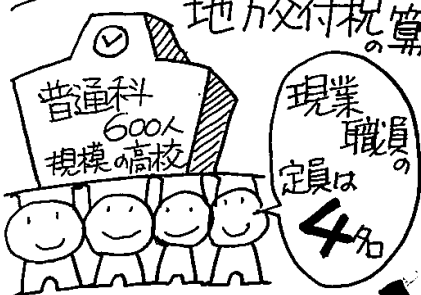


トップラナー方式

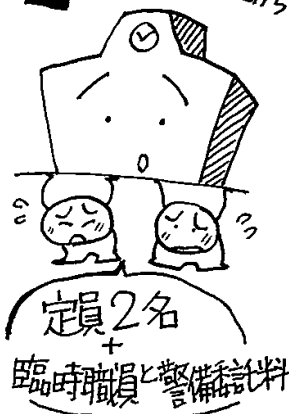
ここが問題!

2003年度まで

地方交付税の算定



2004年度から



2016年度から
トップラナー方式
を導入



* 学校現業職員を
法的に位置づけて *

学校現業職員の仕事は、子どもたちの学習と発達の権利を教育条件整備の面から保障することにあり、学校運営上からも必要不可欠な職種です。

学校教育法や教職員定数法に明記されていないために、必ず配置されているわけではありません。私たちは学校現業職員を学校教育法上に位置づけることを求めています。



◆地方交付税は

国民が全国どこに住んでいても同じ行政サービスがうけられるように、地方自治体の財源を保障するものです。その額は、公務公共サービスの水準を維持するのに必要な経費で算定されています。

◆ところがトップラナー方式は

地方交付税の額を算定する際、一部の業務を民間委託などでコストをおさえた自治体の経費を標準とすることで、経費水準を引き下げるといいます。地方交付税のあり方を大きくゆがめるものといえます。

◆学校現業職員がトップラナーの対象に

このトップラナー方式の対象に、学校用務員事務・学校給食調理業務が入っているのです。総務省は「学校用務員事務は民間委託を実施している自治体は30%台だが、非正規職員を含めれば90%台になるのでトップラナー方式の対象にした」と説明しています。非正規職員や民間委託による低賃金の職員を、行政自ら拡大することは大きな問題です。

◆民間委託の問題

学校給食の民間委託では、受託業者があまりの条件の低さに撤退し、給食の提供がストップする事態がおこりました。また、たとえば、「教室の蛍光灯をかえてほしい」と受託業者の社員に直接仕事を依頼すると、偽装請負になってしまいます。子どもたちの安心・安全を守るためにも、学校現場には民間委託でなく、正規の職員の配置が必要です。

「学校現業職の民間委託を推進するトップラナー方式の撤回を求めるとともに、学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名」にご協力ください

全日本教職員組合現業職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 3階

Tel 03-5211-0123 Fax 03-5211-0124

E-mail gengyobu@educas.jp

